

## 「肉用牛売却所得の課税の特例措置について」の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="344 331 920 360">肉用牛売却所得の課税の特例措置について</p> <p data-bbox="159 395 1106 555">肉用牛売却所得の課税の特例措置（以下「本措置」という。）については、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年4月1日から施行され、その適用期限を3年間延長することとされたところである。</u> （削る。）</p> <p data-bbox="159 683 1106 746">ついで、肉用牛売却所得に係る納税が適正に行われるよう、下記事項に御留意の上、関係団体等への周知及び指導をお願いします。</p> <p data-bbox="613 842 651 871">記</p> <p data-bbox="159 906 421 935">第1～第4 （略）</p> <p data-bbox="159 1002 1106 1161">第5 本措置の適用期間等 今回の法改正で、所得税については<u>令和8年分</u>まで、法人税については<u>令和9年3月31日</u>までの期間内の日を含む事業年度まで、道府県民税及び市町村民税については<u>令和9年度分</u>まで適用期間が延長された。</p> <p data-bbox="159 1197 421 1225">第6～第8 （略）</p> <p data-bbox="159 1260 389 1289">別記様式1 （略）</p> <p data-bbox="159 1292 389 1321">別記様式2 （略）</p>	<p data-bbox="1292 331 1868 360">肉用牛売却所得の課税の特例措置について</p> <p data-bbox="1106 395 2056 555">肉用牛売却所得の課税の特例措置（以下「本措置」という。）については、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年4月1日から施行され、その適用期限を3年間延長することとされたところである。</u> また、<u>租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第 号）が令和2年3月31日に公布され、新たに、令和2年6月21日以後に農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却について、本措置を適用することとされたところである。</u></p> <p data-bbox="1106 683 2056 746">ついで、肉用牛売却所得に係る納税が適正に行われるよう、下記事項に御留意の上、関係団体等への周知及び指導をお願いします。</p> <p data-bbox="1561 842 1599 871">記</p> <p data-bbox="1106 906 1368 935">第1～第4 （略）</p> <p data-bbox="1106 1002 2056 1161">第5 本措置の適用期間等 今回の法改正で、所得税については<u>令和5年分</u>まで、法人税については<u>令和6年3月31日</u>までの期間内の日を含む事業年度まで、道府県民税及び市町村民税については<u>令和6年度分</u>まで適用期間が延長された。</p> <p data-bbox="1106 1197 1368 1225">第6～第8 （略）</p> <p data-bbox="1106 1260 1337 1289">別記様式1 （略）</p> <p data-bbox="1106 1292 1337 1321">別記様式2 （略）</p>